



平成25年5月24日

各位

会社名 明治機械株式会社
代表者名 代表取締役社長 河野 猛
(コード番号 6334 東証第2部)
問合せ先 総務部長 高工 弘
(TEL. 03-5295-3511)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年6月27日開催予定の当社第138回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

(1) 取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、取締役会の決議によって、法令で定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに社外取締役及び社外監査役として優秀な人材を招聘できるように、社外取締役及び社外監査役の責任を予め法令の定める限度額に限定する契約を締結できる旨を、会社法第426条第1項及び会社法第427条第1項の規定に基づき、定款第23条(取締役の責任免除)及び定款第32条(監査役の責任免除)として新設するものであります。

なお、取締役の責任免除の規定(定款第23条)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(取締役の責任免除)</u>
第23条～第30条 (条文省略)	第23条 当社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
(新 設)	② 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u>
	第24条～第31条 (現行どおり)
	<u>(監査役の責任免除)</u>
	第32条 当社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第<u>31</u>条～第<u>36</u>条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第<u>33</u>条～第<u>38</u>条 (現行どおり)</p>

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催予定日 平成 25 年 6 月 27 日
- (2) 定款変更の効力発生予定日 平成 25 年 6 月 27 日

以 上